

あきた農商工応援ファンド事業

～中小企業者と農林漁業者との連携体の取り組みを支援～



1. 事業の目的

中小企業者と農林漁業者との連携体が行き組む商品開発や販路開拓、複数の連携体が行き組む販路開拓等に対して、支援を行うことにより、本県の県内事業者の育成や食品産業の振興を図ることを目的としています。

2. 助成対象者

①農商工連携支援事業

中小企業者(自ら事業を行うNPO法人等含む)と農林漁業者との連携体

②農商工連携応援団体支援事業

中小企業者(自ら事業を行うNPO法人等含む)と農林漁業者との連携体を支援する事業を行う団体

3. 助成対象事業

- ① 新たに取り組む商品の開発や改良
- ② 開発や改良した商品の販路開拓（自己負担または他の制度を活用し、開発した商品を含む）
- ③ 県産農林水畜産物の高品質化やブランド化、安定供給のための取組
- ④ 商品開発と併せた衛生管理の改善、農業生産工程管理、産業財産権等の取得
- ⑤ 県産農林水畜産物を活用したメニュー提供等の新たなサービス事業の展開
- ⑥ ①～⑤に付随する告知媒体等を活用したPRや周知活動
- ⑦ ①～⑤に付随するマーケティング等の必要な調査



4. 助成対象経費

- ①専門家謝金、②旅費、③リース・レンタル料、④試作費、⑤委託費、⑥検査・試験・分析費、⑦共同研究費、⑧産業財産権等取得費、⑨消耗品費、⑩印刷製本費、⑪広告費、⑫通信運搬費、⑬展示会等出展料、⑭雑役務費、⑮研修・人材育成費、⑯会場借料

5. 助成率・助成金の額・事業期間

- ①農商工連携支援事業 事業期間：最長2年

助成率：1/2以内（優遇条件※を満たせば2/3以内） 限度額：100万円以内（2年目の限度額は1年目の1/2以内）

- ②農商工連携応援団体支援事業 事業期間：最長2年

助成率：2/3以内（優遇条件※を満たせば10/10以内） 限度額：100万円以内（2年目の限度額は1年目の1/2以内）

6. 優遇要件

- ①開発商品の販路が確定している場合

- ②秋田県総合食品研究センターのオリジナル技術や秋田県農業試験場が開発したオリジナル品種等を活用する場合



7. 募集期間

申請書受付期間：令和7年5月下旬頃～（予定）

※事前相談必須

8. その他留意事項

- ・ 助成金の一部を除き、精算払い（後払い）が原則です。助成事業完了までの資金調達が必要となります。
- ・ 対象となる経費は、事業実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、助成事業実施期間内に発注(契約)、購入、納品、請求及び支払が完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費に限ります。

9. ホームページ

- ・ https://www.bic-akita.or.jp/development/#section_02



10. 問い合わせ・申し込み先



公益財団法人

あきた企業活性化センター

研究推進課

TEL : 018-860-5702 FAX : 018-860-5612

mail : setsubi-ken@bic-akita.or.jp

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階

